

税務コンプライアンス遵守のために、基礎から応用までを徹底理解！

知つておくべき『中国の増税』の仕組み

～重大コンプライアンス問題を発生させないために

日本企業として理解しておくべき重要規定を詳解～

《開催要領》

日 時▶ 2018年 2月 21日 (水) 13:30~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

《開催にあたって》

中国の増税は日本の消費税と同じ付加価値税ですが、中国特有の取扱規定が存在するため、日本の担当者にとっては非常にわかりづらい税金です。また、増税関連法は基本法令以外にも営業税を増税へ転換するための法令、並びに多数の通達、公告が多数発布されており、通達及び公告のなかに非常に重要な規定が存在します。重要な規定を知らなかった、もしくは現地財務担当者が日本人管理者へ相談することなく税法とは異なる処理を行っていた…等で増税処理に起因して重大なコンプライアンス問題が発生したケースもあります。そこで今回のセミナーでは、増税の基礎から日本企業が理解しておくべき重要規定にかかる増税取扱いまでを解説します。

講 師 キャストコンサルティング（上海）有限公司 税理士 永野弘子 氏



鹿児島大学法文学部法学科卒業、文部省事務官として勤務。その後北京留学を経て、2001年税理士登録。2005年キャストコンサルティング（上海）広州分公司代表、2007年より上海勤務。（中国業務歴10年以上）

（申込方法）当会ホームページ（<https://www.bri.or.jp>）からお申し込み下さい。

企業研究会セミナー

■受講料：1名（税込・資料代含）

※申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用方法（FAXの有無など）をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円（本体価格 32,000円）	一般	37,800円（本体価格 35,000円）
-----	-----------------------	----	-----------------------

172996-0606（※） 知つておくべき「中国の増税」の仕組み

ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	職 業	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■申込・参加要領：当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認いただけます。（[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]）

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問い合わせ先：企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当／民秋・川守田 E-mail：tamiaki@bri.or.jp

TEL : 03-5215-3514 FAX : 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

1. 中国増税の概要

- (1) 課税対象、納税義務者の種類
- (2) 課税期間、税率、税額計算

2. 「增值税インボイス（発票）」

- (1) インボイスの種類及び発行・取得時期
- (2) インボイスの発行ルール
- (3) 仕入税額控除できる增值税インボイス
- (4) 仕入税額控除できない增值税インボイス
- (5) インボイスの発行及び取得時期と会計処理（発生主義）へ及ぼす影響
- (6) 赤字インボイスの発行

3. 増税にかかる会計処理／仮受、仮払增值税の中国会計上の処理等

4. 増税申告書の種類及びその特徴

5. 輸出税額還付

- (1) 生産型企業と外貿企業の輸出税額還付計算と相違
- (2) 輸出したのに国内売上とみなされる場合
- (3) 外貿企業の輸出税額還付申請時の仕入にかかる発票要件

6. 中古固定資産の販売

7. クロスボーダー課税サービスと海外企業による增值税課税対象外取引サービス

- (1) クロスボーダー取引とは？海外企業による增值税課税対象外取引とは？
- (2) クロスボーダー課税サービスにかかる免税申請

8. 技術譲渡対価の免税申請

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい！一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。